

令和8年度 PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業 構造検討費 負担金要領

1 趣旨

本市はPPA事業において、本市が公募対象施設とした施設（棟）に、PPA事業者が太陽光発電設備等（以下「PPA設備」という。）を設置する場合、PPA設備設置後の建築物が建築基準関係規定上の安全性を確保できているか確認する作業（以下「構造検討」という。）をPPA事業者に対し要求している。

本要領は、構造検討の結果、PPA事業者がPPA設備を導入できなかった場合等に、これに要する費用の一部を負担することについて、必要な事項を定めるもの。

2 負担金対象経費（要件）

本要領に基づき本市が負担する構造検討費は、次の要件をすべて満たすものでなくてはならない。

- （1）「令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業」における公募対象施設（棟）に対する構造検討費（諸経費を含む）であり、選定されたPPA事業者が現に負担した構造検討費（諸経費を含む）であること。
- （2）構造設計一級建築士による構造検討であること。
- （3）構造検討の結果、PPA設備を設置後の建築物が建築基準関係規定上の安全性を確保できないと判断し、国庫補助金の応募申請ができない場合であること。又は国庫補助金の応募申請が不採択となった後に、年度内に再度、応募申請したが再び不採択となり、令和8年度中に国庫補助金採択の見込みがない、若しくは、国庫補助金の公募スケジュールとの兼ね合いで、年度内に再度、応募申請することができない場合であること。
- （4）旧耐震基準の施設（棟）のうち、耐震補強設計により耐震補強が行われている施設（棟）又は新耐震基準ではあるが構造検討が必要であると構造設計一級建築士が判断し、市が同意した施設（棟）であること。
- （5）耐震補強設計により耐震補強が行われている施設（棟）については、可能な限り安全性に係る見解が定量的（例：クライテリアに対するPPA設備設置後の数値確認等）に示され、仮定荷重におけるPPA設備の設置可否が最終判定されていること。

3 負担額

PPA事業に係る構造検討費のうち、本市が本要領に基づき「令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業」において負担（交付決定）する構造検討費は、1施設（棟）につき、600,000円（税込）（諸経費を含む）を上限とし、次のうち、最も低い額とする。

- （1）令和8年度PPA方式による平塚市公共施設への太陽光発電設備等導入事業公募実施要領（以下「公募実施要領」という）第6号様式「収支計算書」に記載のある構造検討費の額
- （2）当該建築物の延床面積に600円（税込）（諸経費を含む額）を乗じた額

- (3) 公募実施要領第6号様式「収支計算書」に記載のある構造検討費の額を踏まえ、市が証憑類等を確認し査定した額

4 請求期間

令和8年4月1日から令和9年1月29日まで

5 手続

- (1) 負担金の請求にあたっては、交付申請書（第1号様式）に必要な資料を添付して、負担金の交付申請をすること。
- (2) 交付申請額は、公募実施要領第6号様式「収支計算書」に記載のある構造検討費（A欄とB欄の合計）の額の範囲内とすること。外注により構造検討を行った場合は、交付申請書（第1号様式）に契約書及び領収書の写し又はこれに代わる証憑類を添付すること。
- (3) 自社で構造検討を行った場合は、交付申請書（第1号様式）に「社内に構造設計一級建築士が在籍していることを証する資料」を添付するとともに、自社で作成した見積書又は内訳書を添付すること。
- (4) 交付申請額に減額が生じた場合は、変更交付申請書（第3号様式）に必要な資料を添付して、負担金の変更交付申請をすること。
- (5) 負担金の請求には請求書のほか、実績報告書（第5号様式）及び交付決定通知書（第2号様式）の写しを添付すること。

6 対象外経費等

- (1) 当該構造検討費を償却資産とし、償却資産税相当分を本要領による構造検討費として算入することは認めない。
- (2) PPA事業者が構造設計一級建築士事務所等に構造検討を外注する場合、受託事業者が再委託した経費を本要領による構造検討費として算入することは認めない。

7 その他

国庫補助金を申請した結果、不採択となった施設（棟）の構造検討費は、同選定事業者を共同事業者とした体制で、年度内に再度、国庫補助金の応募申請をすることを基本とする。

8 要領細則

- (1) 本要領に定めるもののほか、負担金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は令和8年2月4日に施行する。

以 上